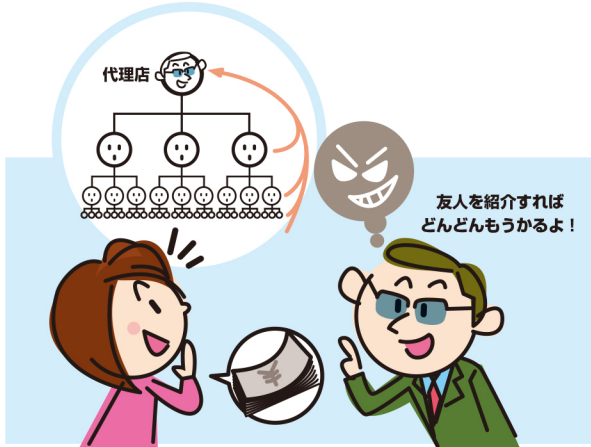


## マルチ商法

### ●マルチ商法とは

商品やサービスを契約して会員となり、自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法です。しかし、成果を上げることはできず、最終的に借金ができ被害者となるだけでなく、加害者となり友人、親類との関係が壊れるケースが多いです。



### 友人からの儲け話



### ●マルチ商法の「対策」

#### 甘い言葉に注意する!!!

簡単にもうけられるよ！ 紹介するだけでもうけられるよ！

さらに…

マルチ商法じゃないよ、“ネットワークビジネス”  
“サイドビジネス”だよ。 という誘いに注意！

夢はありますか？

定例の集会（パーティー、会議など）に参加してほしい。

ちょうど近くに知り合いが来てから呼んでいい？

など、言葉巧みに誘導してくる！

信頼している人からの誘いでもすぐに返事をしてはいけない!!!

### ●マルチ商法とねずみ講

**マルチ商法** 商品販売やサービス契約が目的。特定商取引法において消費者被害を防止するための規制がある。

**ねずみ講** 商品販売等が目的ではなく、下位の会員から徴収した**金品**を上位の会員に分配するのが目的。無限連鎖講の防止に関する法律で禁止されている。

**Ex.** 1 人が 2 人勧誘すると…

27 代目で日本の人口を超えることに！

日本の人口…1 億 2729 万人（2013 年現在）

ねずみ講はいずれ破たんすることは明らか！

### ●クーリング・オフ

契約書面を受け取った日を含めて**20日以内**であれば一方的に無条件で契約を解除することができる。

#### ★クーリング・オフをする時のポイント

- ・必ずはがきなどの**書面**で事業者へ通知する。
- ・コピーをとって**証拠を残し**、特定記録郵便や簡易書留等の**出した日付がわかる方法で出す**。
- ・クレジットカードを利用した場合はクレジット会社にも通知を出す。

※クーリング・オフは、はがきなどを通知した時に効力が発生する（発信主義）

#### ★はがきの書き方は裏表紙にて→

これ以外にも中途解約制度があります。

契約者が未成年者の場合、未成年者取消権が使える場合があります。

詳しくは消費生活センターへ！